

山梨県公報

第百十号

令和二年

七月六日

月 曜 日

目次

告示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………三三七

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三三七

○令和二年度行政書士試験の実施……………三三七

○随意契約の相手方の決定について……………三六一

その他

○山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………三六一

告示

山梨県告示第二百十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲斐中央線	甲斐市富竹新田字大明神河原一五六八番一地从先から 甲斐市西八幡字戸田道下三六四八番一地从先まで

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 申請のあった年月日 令和二年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人すてっぷ・あつぷる

2 代表者の氏名 塚田純子

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町休息千八百八十七番地一

4 定款に記載された目的 この法人は、子育て家庭の親とその子ども、妊産婦や将来親になる者、並びに地域子育て支援者に対して、育児不安・悩みの緩和、子育て・親育ちに関する各種事業を行い、家庭と地域の育児力の向上と、子どもの心と体の健全な成長発達を促し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年六月二十九日から同年七月二十九日まで

令和二年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

令和二年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成十一年自治省告示第二百五十号)第八に基づき、次のとおり公示する。

令和二年七月六日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 多賀谷 一 照

- 1 試験期日 令和2年11月8日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 甲府市武田4-3-11 山梨大学 甲府東キャンパス

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和2年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 令和2年7月27日(月)から同年8月28日(金)まで

イ 配布場所 次の表に掲げる場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部行政経営管理課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30～ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鰍沢771-2 南巨摩合同庁舎		
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		
富士・東部地域県民センター	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎		
山梨県庁別館2階 (やまなし観光推進機構)	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階	8:30～ 17:00	土・日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00～ 17:00	

(注) 備考欄に注意書きのある場所を除き、土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

- ア 配布期間 令和2年7月27日(月)から同年8月21日(金)まで
受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和2年7月6日(月)から同年8月21日(金)(必着)までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。
- イ 配布方法 住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。
- 受験願書及び試験案内の請求先
〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 令和2年7月27日(月)から同年8月28日(金)まで
- イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。
※ 令和2年8月28日の消印があるものまで受け付けます。
- ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

- ア 受付期間 令和2年7月27日(月)午前9時から同年8月25日(火)午後5時まで
インターネットによる受験申込みは、同年8月25日(火)午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
※ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにアクセスし、ご確認ください。
【ホームページのアドレス <https://gyosei-shiken.or.jp>】
※ 受付最終日は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。
- (イ) 利用できるクレジットカード
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
- (ウ) 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコー

マート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障害の内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和3年1月27日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年七月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県県土整備部治水課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年四月一日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 日本電気株式会社
 - (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 四千四十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県総合河川情報システム開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

その他

山梨県議会訓令甲第三号

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月六日

山梨県議会議長 山 田 一 功

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程（平成十八年山梨県議会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「第一条及び第二条」を「前二条」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

第十条中「前三条」を「前各条」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の次に次の二条を加える。

（疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められる場合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例）

第九条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、同条に規定する勤務時間において勤務することが疲労の蓄積により心身に負担を与えたと認められるときの職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前五時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

（感染症のまん延防止のため分散勤務を行う場合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例）

第十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第一項に規定する感染症のまん延防止のため必要と認められる場合における職員の勤務時間は、第一条の規定にかかわらず、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前五時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとする。

2 前項の場合における職員の休憩時間は、第二条の規定にかかわらず、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

別表中「第四条関係」を「第三条関係」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番